



第73期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
当社 6階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

議 案

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬制度決定の件 |

目 次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	35
株主総会参考書類	43

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は廃止させていただきました。

議決権はインターネット等又は書面（郵送）により行使して下さい
ますようお願い申し上げます。
議決権行使期限：2025年3月27日（木曜日）午後5時30分まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/7609/>



ダイトロン株式会社

(証券コード 7609)

2025年3月6日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

ダイترون株式会社

代表取締役社長 土 屋 伸 介

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.daitron.co.jp/ir/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/7609/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイترون」又は「コード」に当社証券コード「7609」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年3月27日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

当社 6階 大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第73期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件

2. 第73期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

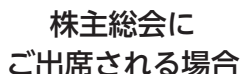
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役
を除く。）に対する株式報酬制度決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ・計算書類の「個別注記表」



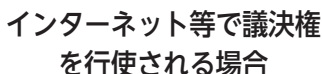
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提
出下さい。

日時

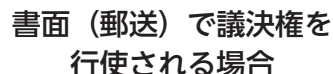
2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2025年3月27日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

一こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

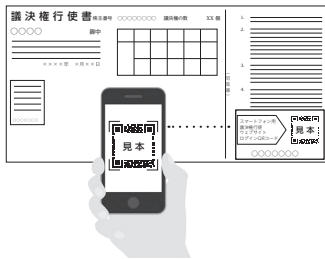
- インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。
- また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- ご送付いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

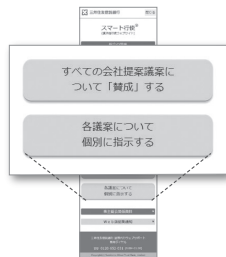
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

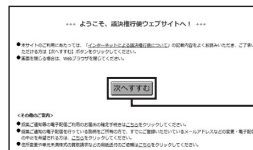


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

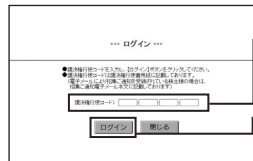
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

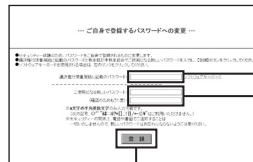
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことも可能です。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響を受けながらも雇用や所得環境の改善に加え、インバウンド需要の拡大等により緩やかに回復しました。また、企業の設備投資は人手不足を背景として緩やかに増加し、生産活動は資源や原材料価格の高止まりの影響を受けながらも堅調に推移しました。

世界経済につきましては、米国では個人消費を中心に底堅く推移する一方、中国では不動産市場の低迷や個人消費の落ち込み等により厳しい状況が続きました。また、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化、資源や原材料価格の高止まりに加え、各国の金融引き締め等に伴う景気後退懸念や不安定な為替相場の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界につきましては、AI、IoT分野に関連する設備投資の需要は回復の兆しが見え始めたものの、中国市場の低迷等の影響により電子部品や製造設備の生産活動は低調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、「第11次中期経営計画（2024年～2026年）」の基本方針に基づき、オリジナル製品の拡販や海外事業の拡大、新たな収益基盤となる新規ビジネスの創出に取り組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は93,542百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益は6,200百万円（前年同期比4.3%増）、経常利益は6,335百万円（前年同期比5.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,382百万円（前年同期比9.1%増）となりました。

セグメントごとの概況は以下のとおりであります。

<国内販売事業>

当セグメントにつきましては、製造装置では、半導体材料の生産向け「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」や通信用デバイスの生産向け「電子部品製造装置」の販売が増加しました。電子機器及び部品では、「画像関連機器・部品」のレンズ・照明や「情報システム」のコミュニケーションシステムの販売が増加しましたが、半導体製造設備や産業用機械の生産向け「電子部品&アセンブリ商品」のコネクタや「半導体」のアナログIC、「画像関連機器・部品」のカメラ・画像処理装置、「エンベデッドシステム」の産業用ネットワークボードの販売が減少しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は65,184百万円（前年同期比5.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は3,760百万円（前年同期比14.9%減）となりました。

<国内製造事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品を手掛ける部品事業部門では、特殊ハーネスの販売が増加しました。製造装置を手掛ける装置事業部門では、通信用デバイス向け加工機や検査装置の販売が減少しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を下回りました。

この結果、セグメント間の内部売上高を含めた当セグメントの総売上高は11,484百万円（前年同期比0.4%減）となりました。外部顧客への売上高は3,888百万円（前年同期比1.7%減）となり、セグメント利益（営業利益）は755百万円（前年同期比4.0%減）となりました。

<海外事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品では、米国市場で「電子部品&アセンブリ商品」、「画像関連機器・部品」、中国市場で「画像関連機器・部品」の販売が増加しました。製造装置では、韓国及び中国、東南アジア市場で「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」、中国市場で「電子部品製造装置」の販売が増加しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は24,470百万円（前年同期比29.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,838百万円（前年同期比113.2%増）となりました。

セグメント別売上高

セグメント	第72期		第73期（当期）	
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
国内販売事業	69,263,753	75.2	65,184,135	69.7
国内製造事業	3,957,173	4.3	3,888,332	4.2
海外事業	18,935,452	20.5	24,470,451	26.1
合計	92,156,380	100.0	93,542,920	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は303百万円であります。

国内販売事業における主なものは、デモ用備品の取得15百万円、事務所移転及びレイアウト変更工事関連13百万円であります。

国内製造事業における主なものは、生産設備等の取得40百万円、工場改修工事関連11百万円であります。

海外事業における主なものは、事務所移転及びレイアウト変更工事関連28百万円、生産設備等の取得18百万円であります。

全社（共通）における主なものは、販売購買管理システム及び会計システムの更新48百万円、改装及びレイアウト変更工事関連45百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2021年12月期)	第71期 (2022年12月期)	第72期 (2023年12月期)	第73期(当期) (2024年12月期)
売上高 (千円)	72,341,759	87,639,991	92,156,380	93,542,920
経常利益 (千円)	4,325,737	6,210,309	6,015,262	6,335,656
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,953,131	4,237,486	4,014,971	4,382,030
1株当たり当期純利益 (円)	266.18	381.78	361.65	394.60
総資産 (千円)	58,454,120	63,202,481	67,788,932	73,153,331
純資産 (千円)	22,455,569	26,012,531	29,451,331	33,003,579

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第71期の期首から適用しており、第71期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイトロン,INC.	4,000,000 米ドル	100%	北米市場における電子機器及び部品の製造、販売及び輸出入、製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	2,500,000 マレーシアリンギット	100%	マレーシア、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
大都電子(香港)有限公司	3,800,000 香港ドル	100%	香港、中国華南市場における電子機器及び部品等の販売、調達及び輸出入
大途電子(上海)有限公司	550,000 米ドル	100%	中国市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	1,500,000千 韓国ウォン	100%	韓国、東アジア市場における電子機器及び部品等の販売、調達及び輸出入
ダイトテック株式会社	10,000千円	100%	電子機器及び部品の製造及び販売
台灣大都電子股份有限公司	20,000,000 台湾ドル	100%	台湾市場における電子機器及び部品や製造装置の販売、調達及び輸出入
ダイトロン(シンガポール)PTE.LTD.	500,000 シンガポールドル	100%	シンガポール、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(オランダ)B.V.	700,000 ユーロ	100%	欧州市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(ベトナム)CO.,LTD.	300,000 米ドル	100%	ベトナム、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入

(注) 当社は、2024年4月5日にダイトロン(ベトナム)CO.,LTD.を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、国内外で技術の進歩や高度化・複雑化が加速する中で合従連衡が進むなど、変化の激しい事業環境が続いております。こうした環境下で生き残りを果たしていくためには、グローバルな視点で成長が期待される市場に注力し、付加価値の高い製品や商品の提供を行うことで安定的な成長と収益性を高めていくことが必要不可欠であると認識しております。

このような中、当社グループの更なる成長に向けた課題として、引き続き「事業の安定と新たな挑戦の指標である事業別構成比の変革」、「高収益体質の指標であるオリジナル製品比率の向上」、「成長の指標である売上高ベースの海外事業比率の向上」、「新たな収益となる柱の育成に向けた新規事業の創出」を推進していくことが必要不可欠であると認識しております。

これらの課題に対処すべく、2024年を初年度とする三ヵ年の中期経営計画「第11次中期経営計画（2024年～2026年）」を策定いたしました。「第11次中期経営計画」では、第10次中期経営計画から引き続き成長性を重視した経営により、事業構造の変革を図り、持続的な拡大を押し進めて行くため、長期ビジョンとして「グループ・ステートメント」を基軸とし、第11次中期経営計画の「大方針」、「事業戦略」を規定しております。

[長期ビジョン]

○グループ・ステートメント

「Creator for the NEXT」

～グローバルな観点で市場を捉え、お客様ニーズの一步先の価値を創造し、提供する～

[第11次中期経営計画]

○大方針

- ・「技術立社として、グローバル市場で成長し、売上高1,000億円を超える企業」
- ・「電機・電子を通じて広く社会へ豊かな暮らしを提供する企業」
- ・「社員にとって、働き甲斐があり、誇りに思える企業」
- ・「一致団結の強さと同時に、自律能動的に動く組織文化を持つ企業」

○事業戦略

① 安定成長の基礎となる国内ビジネスの補強

当社の強みである、地域に密着した営業を更に推し進めるべく、有望地域への拠点新設も検討しております。また、成長・拡大が見込める顧客に対して、より深く、より広く展開し、更に関係を強化してまいります。

② 成長戦略の核となる海外ビジネスの強化

中国をはじめとした東アジア、東南アジア市場における電子商材関連の拡充や、欧米における電子ビジネスの拡充など、重点的に深耕、開拓する市場を選定し、販売を強化してまいります。また、インド、米国、中国の販売拠点新設や東南アジアの製造拠点新設も検討してまいります。

③ グローバル生産体制の強化

第10次中期経営計画で中部工場を中核とした体制を構築してきました。これらの体制を基礎に、引き続き国内外における生産能力の強化、効率化を進めてまいります。

④ 製品の高付加価値化に向け技術・製品開発と知財戦略の強化

中部工場を中核とした体制強化を引き続き推し進め、今後の技術・製品の高付加価値化に必要な不可欠なソフトウェア関連技術を強化してまいります。また、コア技術の明確化と保有する技術の棚卸による知財管理の基盤整備を進めてまいります。

⑤ 事業サポート機能の強化

持続的な成長を支えていくための基盤づくりとして、D Xの推進、広報・I Rといったコーポレート部門の強化を行ってまいります。また、人的資本経営による人財価値の向上にも注力してまいります。

⑥ E S G経営の推進

サステナビリティへの取組みによる持続可能な社会実現への貢献のため、サステナビリティ委員会活動を推進しております。また、コーポレートガバナンス・コードへの対応、コーポレート・ガバナンスの強化も注力してまいります。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、AI、IoT等が関連するI C T市場の拡大に加え、自動車やロボットの自動化に関連する機器や設備の需要拡大が見込まれる状況であります。

当社グループは前述の事業戦略に基づき、“エレクトロニクス業界の技術立社”として、すべてのステークホルダーとともに、グローバル市場に新たな価値を共創してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

① 当社グループの主な取扱商品・製品

（電子機器及び部品）

・電子部品&アセンブリ商品

コネクタ、ハーネス、PCBアセンブリ、機器組立配線、その他

・半導体

アナログIC、高周波IC、映像用IC、その他

・エンベデッド（組込み用ボード）システム

産業用カスタムPC、表示システム、組込み用シングルボードコンピュータ、その他

・電源機器

スイッチング電源、無停電電源装置、トランス、その他

・画像関連機器・部品

CMOSカメラ、レンズ・照明、画像処理装置、その他

・情報システム

ビデオ／音声会議システム、非接触ICカードシステム、その他

・電子機器及び部品のその他

エコ関連商品、その他

（製造装置）

・光デバイス製造装置

LD用製造装置、LED用製造装置、その他

・LSI製造装置

通信用デバイス製造装置、パワーデバイス製造装置、その他

・フラットパネルディスプレイ製造装置

液晶パネル製造装置、有機ELパネル製造装置、その他

・電子材料製造装置

シリコンウェーハ製造装置、化合物ウェーハ製造装置、その他

・エネルギーデバイス製造装置

太陽電池製造装置、リチウムイオン電池製造装置、その他

② セグメント別事業内容

- ・国内販売事業
前記取扱商品全般につき、当社グループ内及び国内外の仕入先から仕入れ、主に国内の顧客及び当社グループ内向けに販売を行っております。
- ・国内製造事業
前記取扱商品の内、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品や電源機器、画像関連機器・部品、製造装置の光デバイス製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、電子材料製造装置等の開発、製造及び販売を行っております。
- ・海外事業
前記取扱商品全般につき、海外各地域の市場を対象に販売及び輸出入、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品の製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

事業所	所在地
本 社 東 京 本 部 名 古 屋 支 店	大阪市淀川区宮原四丁目 6 番11号 東京都千代田区麹町三丁目 6 番地 名古屋市中区栄三丁目10番22号
営 業 拠 点	東 日 本 エ リ ア 営 業 部 宮城県・茨城県・栃木県・東京都・神奈川県・長野県 中 部 日 本 エ リ ア 営 業 部 石川県・静岡県・愛知県 西 日 本 エ リ ア 営 業 部 京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・熊本県 電 子 デ バ イ ス 営 業 部 東京都・大阪府 情 報 シ ス テ ム 営 業 部 東京都・大阪府 機 械 営 業 部 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県 海 外 営 業 部 東京都 グリーン・ファシリティ部 東京都・岐阜県・大阪府
物 流 拠 点	商 品 仕 入 部 東京都・岐阜県・大阪府
製 造 拠 点	装 置 事 業 部 門 東京都・石川県・愛知県・京都府 部 品 事 業 部 門 東京都・愛知県・滋賀県
海 外 拠 点	マニラ駐在員事務所 フィリピン（マニラ）

② 子会社

会 社 名	主 要 な 事 業 所
ダイトロン,INC.	本社 米国（オレゴン州） 工場 米国（ネブラスカ州）
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	本社 マレーシア（クアラルンプール）
大都電子(香港)有限公司	本社 中国（香港）
大途電子(上海)有限公司	本社 中国（上海）
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	本社 韓国（ソウル）
ダイトテック株式会社	本社 大阪府 工場 広島県
台灣大都電子股份有限公司	本社 台湾（台北）
ダイトロン(シンガポール)PTE.LTD.	本社 シンガポール（シンガポール）
ダイトロン(オランダ)B.V.	本社 オランダ（アイントホーフェン）
ダイトロン(ベトナム)CO.,LTD.	本社 ベトナム（ハノイ）

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内販売事業	453（70）名	16名増（1名増）
国内製造事業	271（195）	6名増（10名増）
海外事業	255（76）	37名増（15名増）
全社（共通）	82（6）	1名減（2名増）
合 計	1,061（347）	58名増（28名増）

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は（ ）内に労働時間を基に換算した年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
839（240）名	20名増（16名増）	40.6歳	14.0年

- （注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は（ ）内に労働時間を基に換算した年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	190,023千円
株式会社三菱UFJ銀行	158,352千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,155,979株
(自己株式49,847株を含む)
- ③ 株主数 6,140名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,226千株	11.0%
公益財団法人ダイترون福祉財団	1,000	9.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	487	4.3
大森康行	400	3.6
株式会社みずほ銀行	399	3.5
ダイترون従業員持株会	398	3.5
株式会社三菱UFJ銀行	363	3.2
光通信株式会社	337	3.0
ゴールドマン・サックス証券株式会社	223	2.0
ダイترون取引先持株会	192	1.7

(注) 持株比率は自己株式（49,847株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	前 續 行	ダイトロン,INC. Director,Chairman
代 表 取 締 役 社 長	土 屋 伸 介	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
代 表 取 締 役 専 務	毛 利 肇	管理本部長
取 締 役	木 村 安 壽	木村公認会計士事務所 所長 株式会社シノプス 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	和 田 徹	フェニックス法律事務所 共同代表
取 締 役	今 矢 明 彦	
取 締 役	細 谷 和 俊	
常 勤 監 査 役	氏 原 稔	
監 査 役	北 嶋 紀 子	フェニックス法律事務所 共同代表 大栄環境株式会社 社外取締役（監査等委員） 多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	中 山 聡	中山聡公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員 フジッコ株式会社 社外取締役（監査等委員）

- （注） 1. 取締役木村安壽氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北嶋紀子氏及び中山聡氏は、社外監査役であります。
3. 取締役木村安壽氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏並びに監査役北嶋紀子氏及び中山聡氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の有価証券上場規程に定める独立役員としての届出をしております。
4. 監査役北嶋紀子氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しており、また、監査役中山聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	土 屋 伸 介	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
専 務 執 行 役 員	幾 谷 愼 司	M & S カンパニー プレジデント
専 務 執 行 役 員	毛 利 肇	管理本部長
常 務 執 行 役 員	千 原 恒 人	D & P カンパニー プレジデント
執 行 役 員	三 尾 高 之	D & P カンパニー 部品事業部門長
執 行 役 員	田 中 晃 生	海外事業本部長

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役又は各監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令に定める額としております。

- ④ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役前續行氏、土屋伸介氏、毛利肇氏、木村安壽氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏並びに監査役氏原稔氏、北嶋紀子氏及び中山聡氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

- ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を填補することとしております。ただし、被保険者

の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象としないこととしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

基本報酬は月例の固定の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、報酬額を決定しております。算定方法につきましては、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて報酬額案を算出し、算出結果を任意の諮問機関である報酬委員会による審議の後、その答申に基づき取締役会の決議により決定しております。

b. 業績連動報酬等（金銭報酬）に関する方針

金銭報酬としての業績連動報酬は、各事業年度の業績や従業員賞与の水準を考慮し報酬額を決定しております。算定方法につきましては、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて当事業年度の業績評価を行い、その評価を基に予め定めた基準に基づいて個人別報酬額案を策定しております。この個人別報酬額案につき、任意の諮問機関である報酬委員会による審議の後、その答申に基づき取締役会の決議により決定しております。

c. 株式報酬（非金銭報酬等かつ業績連動報酬）に関する方針

株式報酬は、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）とし、当社の業務執行取締役に対して、業務執行取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役会が別途定める期間中の業績の数値目標を取締役会にて予め設定し、当該数値目標の達成度及び業務執行取締役の役位等に応じて算定される数の株式及び金銭を、

毎年特段の事情がない限り定時株主総会後に付与します。なお、採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を報酬委員会の答申を踏まえて取締役会において決定するものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については報酬委員会において検討し、取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。

e. 監査役の報酬の決定方針

監査役の報酬等につきましては、報酬限度額の範囲内にて、監査役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千 円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千 円)			対 象 と な る 役 員 の 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等		
			金 銭 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	206,332 (44,800)	143,880 (33,600)	59,776 (11,200)	2,676 (－)	7 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	27,080 (12,800)	20,280 (9,600)	6,800 (3,200)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	233,412 (57,600)	164,160 (43,200)	66,576 (14,400)	2,676 (－)	10 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結売上高成長率及び連結経常利益率等であり、当社の成長性及び収益状況を示す客観的数値であることから当該指標を選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。なお、連結売上高成長率の当事業年度の実績は1.5%であり、連結経常利益率は目標4.0%に対し、当事業年度の実績は6.8%であります。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等双方の性格を有する報酬として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。対象取締役に対し支給する業績連動型株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標はROE(自己資本利益率)の目標値である12%の達成状況であり、「第11次中期経営計画(2024年~2026年)」において目標値として設定していることから当該指標を選択しております。なお、当事業年度の実績は14.0%(目標値+2%以上4%未満)であります。また、業績連動型株式報酬額の算定方法は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

4. 取締役の報酬限度額は、1991年9月20日開催の臨時株主総会決議において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

また、この報酬限度額とは別枠で、2024年3月28日開催の第72期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額として年額35,000千円以内、株式数の上限を年間10,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数(社外取締役を除く。)は3名です。

5. 監査役の報酬限度額は、1999年3月30日開催の第47期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

6. 当社は、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木村安壽氏は、木村公認会計士事務所所長、株式会社シノプス社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は、木村公認会計士事務所、株式会社シノプスとは特別の関係はありません。

取締役和田徹氏は、フェニックス法律事務所共同代表であります。なお、当社は、フェニックス法律事務所とは特別の関係はありません。

監査役北嶋紀子氏は、フェニックス法律事務所共同代表、大栄環境株式会社社外取締役（監査等委員）、多木化学株式会社社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は、フェニックス法律事務所、大栄環境株式会社、多木化学株式会社とは特別の関係はありません。

監査役中山聡氏は、中山聡公認会計士事務所所長、監査法人京立志代表社員、フジッコ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は、中山聡公認会計士事務所、監査法人京立志、フジッコ株式会社とは特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 木村 安 壽	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にグループの経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会3回の全てに出席、報酬委員会5回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 和田 徹	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にグループの経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長・指名委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席、指名委員会3回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 今 矢 明 彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。過去にグローバルに事業を展開する企業グループの経営者を務めていたことから、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。主に経営者としての視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にグループの経営について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会3回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 細 谷 和 俊	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。過去に当社と類似の事業分野においてグローバルに展開するメーカーの経営者を務めていたことから、当社グループの経営環境や業界動向を的確に判断し、モノづくりににおける高度な専門的見識から有益な意見や指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役 北 嶋 紀 子	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。さらに、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会5回の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
監 査 役 中 山 聡	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
I 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,750千円
II 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 I の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの社会的信頼の維持、業務の公正性を確保することを目的としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は役員及び従業員の行動規範として、コンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

取締役会は取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通と相互の業務を監督することとする。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めることとする。更に、各取締役の職務執行について社外監査役を含む監査役会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存することとする。また、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できることとする。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を体系的に行うことを目的としてリスク管理規程を制定し、「リスク管理責任者」及び各部署での「リスク管理担当者」を任命する。また、それらを統括する組織としてグループリスク管理委員会を設置して、未然防止対策の策定及び進捗管理を行うと共に、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することとする。

なお、情報セキュリティに係るリスクに対しては、情報セキュリティ管理規程にて「情報セキュリティ最高責任者」及び「情報セキュリティ責任者」を任命し、グループリスク管理委員会と連携してリスク管理体制を整備することとする。

④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営環境変化に対応し現場における意思決定をより迅速にするため、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能及び責任の分担を明確にすることとしている。その他、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を制定し、それぞれの業務の責任及び執行手続の詳細について定め、その適切な運営を図ることとする。

子会社については、当社の基準に準拠した職務権限等を規定し、その適切な運用を図ることとする。

- ⑤ 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置する等、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めている。なお、違反の疑義があるような行為が発生したときには、リスク管理規程に基づき迅速な情報収集・対処と情報開示を適時適切に行うこととする。

法令に則した諸規程を制定しており、監査室はその遵守状況について監査を行い、取締役及び監査役会に報告することとする。

- ⑥ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社のグループ各社の取締役等は、グループ経営管理規程に基づき、法定事項に加え当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について当社に報告することとする。

- ⑦ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は常にグループレベルでの経営状況を把握し、グループ企業価値の最大化に向けた中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、また、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進することとする。

当社と一体となったグループ経営管理体制を構築するため、グループ経営管理規程を制定し、これに基づいた運営を子会社に求めることとする。

グループ全社でダイトロングループ行動憲章に基づいた業務活動を行うことにより、コンプライアンスの維持向上を目指すこととする。

当社並びに当社の子会社の監査役（社外監査役含む）は、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、グループ各社の監査に関する情報及び意見を交換し、グループ全体の企業統治を担える体制をとることとする。

- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査室がその職務を行うこととする。

監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

監査室長の人事異動に関しては、監査役会の承認を得た上で取締役会にて決定することとする。

- ⑨ 当社並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社及び当社の子会社における次の事項を報告することとする。

- a) 会社に著しい損害を及ぼす事項
- b) 毎月の経営状況として重要な事項
- c) 監査室の監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- d) 重大な法令・定款違反
- e) その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

前記に関わらず、監査役は必要に応じて、役員及び従業員に対して報告を求めることができることとする。

監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、コンプライアンスマニュアルにおいて通報者が不利益を被ることはないことと定めることとする。

- ⑩ 当該監査役会設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査業務に係る費用は会社が負担し、その必要額は年間予算を設定して確保することとする。

監査役より監査費用の前払請求や立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払うこととする。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べると共に、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめると共に会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

Ⅱ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、取締役7名（うち社外取締役4名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。取締役会は、原則として月1度の定時開催とし、更に重要案件が発生した時は、適時臨時取締役会を開催することとしております。取締役会の参加者は十分に情報を与えられた上で、誠実に相当なる注意を払って、会社及び株主の最善の利益のために行動しております。また、当社の取締役会は常にグループでの経営状態を把握し、グループ企業価値の最大化に向けて、「グループ総合力の強化」を図るための中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進しております。

当事業年度においては、取締役会は18回開催されております。

② コンプライアンスの状況

当社グループでは、当社取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外の関連法規の遵守を柱とする高い倫理観に根ざしたコンプライアンス体制を構築して、グループの健全で円滑な企業運営へ向けた内部統制の強化及び統制活動の整備推進に取り組んでおります。また、企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

当事業年度においては、コンプライアンス委員会は2回開催しており、委員は情報開示委員会及びグループリスク管理委員会と連携を取り、常に情報の収集に努めております。

また、取締役会及び執行役員会等の審議を通じ、コンプライアンスに関する該当事項を把握しております。

③ リスク管理体制の状況

当社グループでは、当社管理本部長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上に取り組んでおります。また、経営に重大な影響を及ぼすと懸念されるさまざまなリスクを未然に防止し、ステークホルダーの利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、経営資源の保全に努めており、各事業部門に管理責任者を指名し、リスク管理活動を行うと共に、リスク管理に関する重要事項を速やかに報告する体制をとっております。

当事業年度においては、グループリスク管理委員会は4回開催されております。

④ グループ会社管理体制

当社グループでは、ダイトロングループ間の意思の疎通を図り、円滑なグループ活動と、技術、生産、営業の諸問題につきグループとしての統一性をもった体制整備を行い、協調を促進するため、原則として年1回以上のグループ合同役員会を開催しております。

当事業年度においては、グループ合同役員会は2回開催されております。

⑤ 監査役と内部監査の状況

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり適法、適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外監査役2名はそれぞれ弁護士、公認会計士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。

また、内部監査については、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当5名により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。

監査役会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	65,204,907	流動負債	36,353,299
現金及び預金	19,561,035	支払手形及び買掛金	9,812,606
受取手形	395,855	電子記録債務	9,358,270
売掛金	16,593,395	短期借入金	348,375
電子記録債権	9,313,715	リース債務	80,385
商品及び製品	6,905,581	未払法人税等	955,311
仕掛品	4,287,982	賞与引当金	136,233
原材料	915,426	製品保証引当金	92,170
前渡金	6,946,003	契約負債	14,010,523
その他	288,009	その他	1,559,422
貸倒引当金	△2,098	固定負債	3,796,452
固定資産	7,948,423	リース債務	190,403
有形固定資産	4,409,949	繰延税金負債	594
建物及び構築物	1,990,041	退職給付に係る負債	3,542,214
機械装置及び運搬具	115,907	資産除去債務	52,540
土地	2,102,118	その他	10,700
その他	201,882	負債合計	40,149,751
無形固定資産	412,687	純資産の部	
その他	412,687	株主資本	30,862,498
投資その他の資産	3,125,785	資本金	2,200,708
投資有価証券	2,190,980	資本剰余金	2,585,554
繰延税金資産	452,332	利益剰余金	26,113,412
その他	490,080	自己株式	△37,176
貸倒引当金	△7,607	その他の包括利益累計額	2,119,165
資産合計	73,153,331	その他有価証券評価差額金	1,010,443
		繰延ヘッジ損益	△7,211
		為替換算調整勘定	954,708
		退職給付に係る調整累計額	161,224
		非支配株主持分	21,914
		純資産合計	33,003,579
		負債・純資産合計	73,153,331

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		93,542,920
売上原価		74,674,471
売上総利益		18,868,448
販売費及び一般管理費		12,668,346
営業利益		6,200,101
営業外収益		177,103
受取利息	5,343	
受取配当金	49,739	
仕入割引	5,164	
補助金収入	14,335	
為替差益	54,773	
雑収入	47,748	
営業外費用		41,549
支払利息	33,560	
手形売却損	3,910	
雑損失	4,078	
経常利益		6,335,656
特別利益		11,443
固定資産売却益	184	
投資有価証券売却益	8	
助成金収入	11,250	
特別損失		12,419
固定資産除売却損	1,169	
固定資産圧縮損	11,250	
税金等調整前当期純利益		6,334,679
法人税、住民税及び事業税	2,153,562	1,955,702
法人税等調整額	△197,860	
当期純利益		4,378,977
非支配株主に帰属する当期純損失		3,052
親会社株主に帰属する当期純利益		4,382,030

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	57,690,670	流動負債	33,694,983
現金及び預金	15,492,466	支払手形	370,853
受取手形	356,989	電子記録債務	9,358,270
電子記録債権	9,187,577	買掛金	8,214,001
売掛金	15,001,124	リース債務	42,808
商品及び製品	5,466,371	未払金	639,922
仕掛品	4,245,384	未払費用	176,917
原材料	719,219	未払法人税等	847,644
前渡金	6,681,912	契約負債	13,466,695
前払費用	1,759	預り金	335,936
短期貸付金	335,000	賞与引当金	49,478
未収入金	174,983	製品保証引当金	92,170
その他	30,079	その他	100,286
貸倒引当金	△2,197	固定負債	3,783,296
固定資産	8,749,970	リース債務	121,088
有形固定資産	4,082,869	退職給付引当金	3,598,967
建物	1,687,721	資産除去債務	52,540
構築物	31,542	その他	10,700
機械及び装置	80,763	負債合計	37,478,280
車両運搬具	3,093	純資産の部	
工具、器具及び備品	123,986	株主資本	27,959,127
土地	2,102,118	資本金	2,200,708
その他	53,644	資本剰余金	2,585,554
無形固定資産	400,045	資本準備金	2,482,896
ソフトウェア	213,574	その他資本剰余金	102,658
リース資産	131,297	利益剰余金	23,210,040
電話加入権	17,239	利益準備金	163,559
その他	37,934	その他利益剰余金	23,046,481
投資その他の資産	4,267,054	別途積立金	5,170,000
投資有価証券	2,190,980	繰越利益剰余金	17,876,481
関係会社株式	737,291	自己株式	△37,176
長期貸付金	465,000	評価・換算差額等	1,003,232
差入保証金	344,534	その他有価証券評価差額金	1,010,443
繰延税金資産	493,799	繰延ヘッジ損益	△7,211
その他	125,640	純資産合計	28,962,360
貸倒引当金	△90,193	負債・純資産合計	66,440,640
資産合計	66,440,640		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		81,484,113
売上原価		66,113,002
売上総利益		15,371,111
販売費及び一般管理費		10,637,519
営業利益		4,733,591
営業外収益		681,238
受取利息	7,066	
受取配当金	520,719	
経営指導料	4,980	
為替差益	80,486	
雑収入	67,985	
営業外費用		95,380
支払利息	4,670	
手形売却損	3,910	
貸倒引当金繰入額	83,693	
支払手数料	2,505	
雑損失	601	
経常利益		5,319,449
特別利益		11,400
固定資産売却益	142	
投資有価証券売却益	8	
助成金収入	11,250	
特別損失		36,077
固定資産除売却損	742	
固定資産圧縮損	11,250	
関係会社株式評価損	24,084	
税引前当期純利益		5,294,773
法人税、住民税及び事業税	1,720,502	1,555,550
法人税等調整額	△164,952	
当期純利益		3,739,223

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ダイترون株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 崎 充 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 さ わ 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイترون株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイترون株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ダイトロン株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福 井 さ わ 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトロン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

ダイترون株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 氏 原 稔
監査役(社外監査役) 北 嶋 紀 子
監査役(社外監査役) 中 山 聡
以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第73期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額は1,110,613,200円

なお、中間配当金として1株につき金55円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金155円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。なお、変更案第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式 第6条～第9条 (条文省略) (单元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。 (株式取扱規定) 第12条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	第2章 株式 第6条～第9条 (現行どおり) (单元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める。 3. (現行どおり) (株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u>

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第13条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役の員数は、8名以内とする。	第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、8名以内とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. (現行どおり)
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設) <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (取締役会の招集通知、招集権者および議長) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 3. 会長は、取締役会を招集し、その議長となる。会長をおかないとき、もしくは会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除) <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集通知、招集権者および議長) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 3. (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第24条 (条文省略)	第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって <u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(代表取締役および役付取締役)	第25条 (現行どおり)
第25条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	(代表取締役および役付取締役)
2. 取締役会は、その決議により取締役のうちから、会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	第26条 取締役会は、その決議により取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）のうちから代表取締役を選定する。
(取締役会規定)	2. 取締役会は、その決議により取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）のうちから、会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。	(取締役会規程)
	第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

現行定款	変更案
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (取締役会議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載して、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 (取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。	(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもってこれを定める。 (取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の<u>損害賠償責任</u>につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める<u>損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。

現行定款	変更案
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	(削除)
<u>第30条 当社の監査役の員数は、5名以内とする。</u>	
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削除)
<u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
<u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第35条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規定)</u> 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(削除)
<u>(監査役会議事録)</u> 第38条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載して、出席した監査役がこれに記名押印する。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。 (新設) (新設) (新設)	(削除) 第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 監査等委員会は、その決議により監査等委員のうちから常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第41条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第73期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

[illegible]

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	再任 社外 独立 いま や あき ひこ 今 矢 明 彦 (1 9 5 8 年 6 月 1 8 日 生) 【 社 外 取 締 役 候 補 者 】	1981年 4 月 シャープ株式会社 入社 2002年 1 月 同社モバイル液晶事業本部 システム液晶事業部 事業部長 2005年 5 月 同社モバイル液晶事業本部 本部長 2008年 9 月 同社移動体事業推進本部 本部長 2009年 4 月 同社パーソナルソリューション事業推進本部 本部長 2013年 4 月 同社執行役員 2016年10月 同社ディスプレイデバイスカンパニー 構造改革本部 本部長 2018年 2 月 同社ディスプレイデバイスカンパニー 副社長 2021年 3 月 当社社外取締役 (現任)	株 —
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 グローバルに展開されている他の事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知見等を有しておられることから、引き続き当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、社外取締役候補者といいたしました。		
5	再任 社外 独立 ほ そ や か ず と し 細 谷 和 俊 (1 9 5 5 年 1 月 1 日 生) 【 社 外 取 締 役 候 補 者 】	1979年 4 月 日置電機株式会社 入社 2005年 3 月 同社執行役員 A T E 部長 2006年12月 同社執行役員 開発部長 2011年 2 月 同社取締役 執行役員 開発部長 2013年 1 月 同社取締役 専務執行役員 開発部長 2013年 5 月 同社取締役 専務執行役員 開発部長 兼 経営企画 室長 2017年 1 月 同社代表取締役社長 2021年 1 月 同社取締役 2021年 2 月 同社特別顧問 2023年 3 月 当社社外取締役 (現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社と類似の事業分野においてグローバルに展開するメーカーの経営者を長年にわたり務められたことから、引き続き当社グループの経営環境や業界動向を的確に判断し、モノづくりにおけるより高度な専門の見識から有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、社外取締役候補者といいたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏を独立役員とする「独立役員届出書」を提出しており、3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって和田徹氏が8年、今矢明彦氏が4年、細谷和俊氏が2年となります。なお、和田徹氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、土屋伸介氏、毛利肇氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、5氏の再任が承認された場合は、5氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	新任 うじ はら みのる 氏 原 稔 (1 9 5 8 年 1 2 月 7 日 生)	1981年 4 月 当社入社 2004年12月 当社経理部長 2007年 4 月 当社監査室長 2009年 1 月 ダイトロン,INC. (米国) 出向 2012年 4 月 当社営業本部 事業管理部長 2013年 1 月 当社管理本部 経営管理部長 2014年 3 月 当社理事 2014年 7 月 当社管理本部 経営システム部長 2015年 3 月 当社管理副本部長 2019年 3 月 当社常勤監査役 (現任)	株 3,700
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 本社経理部門をはじめ経営管理部門やシステム部門、更には、海外拠点勤務や監査部門など幅広い業務を経験したことから社内実務に精通し、豊富な経験・実績・見識を有しております。高度化・複雑化する社内業務に対する実効性ある監査の実現に同氏が適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	新任 社外 独立 きた じま のり こ 北 嶋 紀 子 (1 9 7 4 年 1 0 月 2 5 日 生) 【監査等委員である社外取締役候補者】	2000年10月 弁護士登録 (現) 〃 井上隆彦法律事務所 入所 2003年 2 月 フェニックス法律事務所 入所 2012年 1 月 同法律事務所 共同代表 (現) 2017年 3 月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) フェニックス法律事務所 共同代表 大栄環境株式会社 社外取締役 (監査等委員) 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員)	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験と高度な専門の見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株数			
3	<table><tr><td>新任</td><td>社外</td><td>独立</td></tr></table> なかやま さとし 中山 聡 (1962年9月2日生) 【監査等委員である社外取締役候補者】	新任	社外	独立	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1991年 8 月 公認会計士登録（現） 2007年 6 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2020年 7 月 中山聡公認会計士事務所開設 所長（現） 〃 監査法人京立志設立 代表社員（現） 2023年 3 月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 中山聡公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員 フジッコ株式会社 社外取締役（監査等委員）	株 －
	新任	社外	独立			
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。						
4	<table><tr><td>新任</td><td>社外</td><td>独立</td></tr></table> みなみ ようこ 南 葉 子 (1968年2月21日生) 【監査等委員である社外取締役候補者】	新任	社外	独立	1986年 4 月 フジテック株式会社 入社 1989年 7 月 サンワ・等松青木監査法人（現デロイト トーマツ税理士法人）入所 2016年 7 月 蟬川税理士事務所 入所 〃 南葉子社会保険労務士事務所開設 所長（現） (重要な兼職の状況) 南葉子社会保険労務士事務所 所長	－
	新任	社外	独立			
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 社会保険労務士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。						

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北嶋紀子氏、中山聡氏及び南葉子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、北嶋紀子氏及び中山聡氏を独立役員とする「独立役員届出書」を提出しており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、南葉子氏につきましても同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案の承認可決を条件といたしまして、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 北嶋紀子氏及び中山聡氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって北嶋紀子氏が8年、中山聡氏が2年となります。
4. 北嶋紀子氏は、大栄環境株式会社の社外取締役（監査等委員）及び多木化学株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。両社は当社の特定関係事業者に該当いたしません。
5. 中山聡氏は、フジッコ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。同社は当社の特定関係事業者に該当いたしません。
6. 当社は、氏原稔氏、北嶋紀子氏及び中山聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、3氏の選任が承認された場合は、3氏との当該契約を締結する予定であります。また、南葉子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、氏原稔氏、北嶋紀子氏及び中山聡氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合は、3氏との当該契約を締結する予定であります。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。また、南葉子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本総会終結後の各取締役のスキル・マトリックス

第2号議案、第3号議案及び第4号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、各取締役が有する専門性・経験は次のとおりとなります。

氏名/項目	企業経営	財務・会計	海外事業	法務・リスク管理	人事・労務 ・人材開発	研究・開発	営業
土屋 伸介	●		●				●
毛利 肇	●	●		●	●		
和田 徹				●	●		
今矢 明彦	●		●			●	●
細谷 和俊	●					●	●
氏原 稔		●	●				
北嶋 紀子				●	●		
中山 聡		●					
南 葉子					●		

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1991年9月20日開催の臨時株主総会決議において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分は80,000千円以内）とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ⑥ 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。また、本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬等を支給するものであり、相当であると判断しております。本議案の内容は、報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）
に対する株式報酬制度決定の件

当社は、2024年3月28日開催の第72期定時株主総会において、業務執行取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役に対して業績連動型株式報酬制度を導入し、当該報酬に係る報酬枠について、年額35百万円以内かつ年間10,000株以内とすること等につきご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますが、上記と同様の目的で、業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」に基づく報酬枠とは別枠で、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を決定することにつき改めてご承認をお願いするものであります。

1. 本制度の概要

本制度の設定は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、本制度の内容は、2024年3月28日開催の第72期定時株主総会決議でご承認いただいた業績連動型株式報酬制度と実質的に同一です。

本制度は、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式及び金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であります。なお、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものいたします。

したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式等を交付又は支給するものであり、本制度の設定時点では、各対象取締役に対して当社株式等を交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

本制度に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）、当社株式等の総額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」に基づく報酬枠とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額35百万円以内といたします。

なお、対象取締役に含まれ得る取締役は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、2名となります。

本制度に基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

①対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

②対象取締役の報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（なお、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額といたします。）

2. 当社株式等の付与の要件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社株式等の付与を行います。

①当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと

②その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役については当該就任後）当社株式等の付与前に、①対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の業務執行取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに③当社の取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の取締役会が合理的に定める数又は額の当社株式等を付与することがあります。

3. 本制度に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度に基づく報酬の支給は、①評価期間中における業績目標を設定し、かつ、当該目標への達成度等に応じて当社株式等を付与することによって、中長期的な企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えるものであること、及び②業績連動型株式報酬制度に係る株式総数の発行済株式総数に占める割合は、評価期間毎に、約0.09%とその希釈化率は軽微であることから、相当であると判断しております。本議案の内容は、報酬委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しております。

また、当社は、2024年3月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、その概要は事業報告19頁から20頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。

（ご参考）

本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員及び上層部の従業員に対しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
当社 6階 大会議室



- 交通機関
1. J R 新大阪駅西口より徒歩10分
 2. 地下鉄 (御堂筋線) 新大阪駅 4 番出口より徒歩 7 分

なお、会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

* 当日のお土産の配布は廃止させていただきました。